

# NUNOBIKI DAI

布引台地区  
地区計画

みんなで創る  
新しい街

八日市市



## 地区計画について

地区計画とは、住みよい街づくりを進めるために、地区に応じたきめこまやかなルールを作り、それを都市計画として決定し、皆さまにそのルールにあわせ建築行為などを行っていただく制度です。

ホープタウン布引台につきまして、住みよい環境を維持推進していただくため、具体的な建築の規制を行う地区整備計画で「戸建専用住宅地区」として、内容を定めておりますので、あらかじめご了解願います。





# 制限内容

## 1. 建築することができる住宅



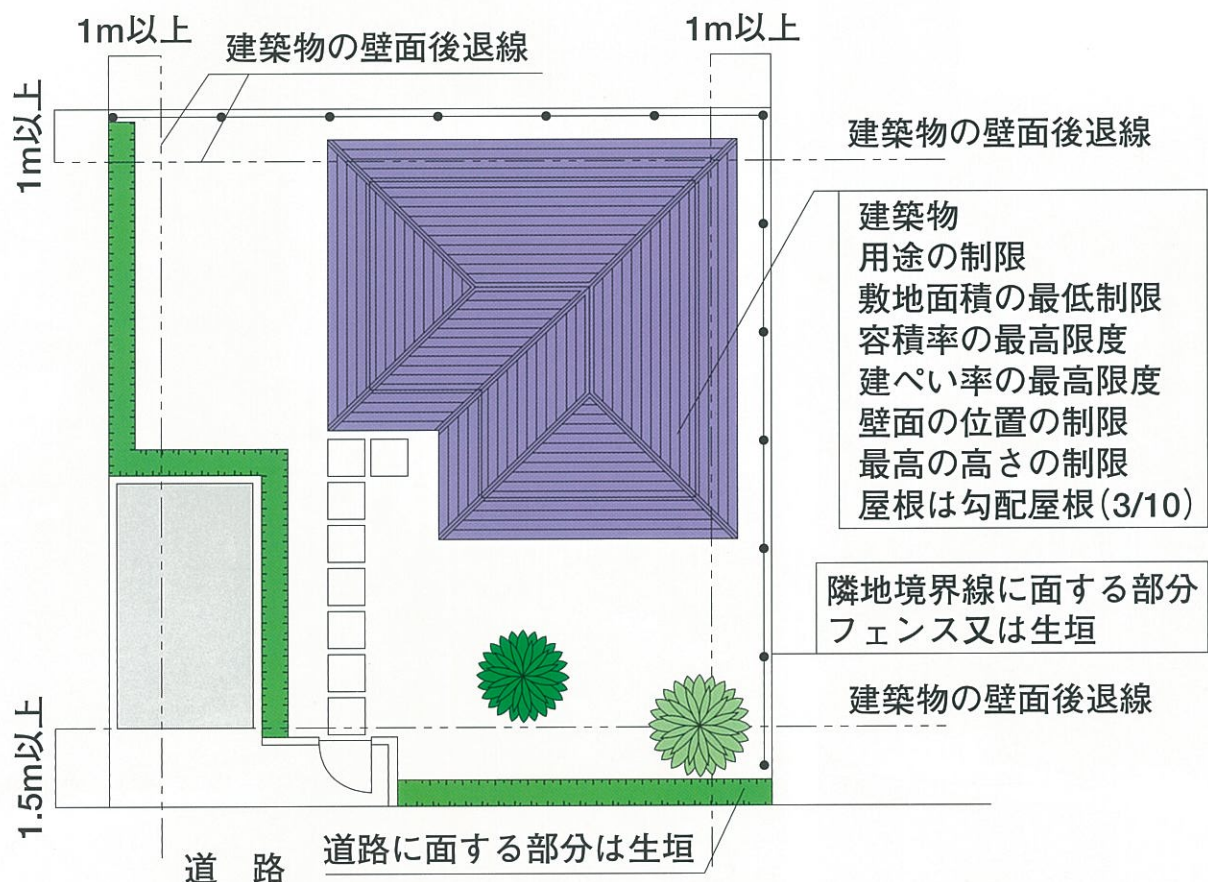
ア.戸建専用住宅

イ.兼用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次の用途の一を兼ねるもの。（これらに供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。）

- ①地域住民の日常生活に必要な物品を販売する店舗及び事務所。
- ②医院（獣医院を除く）、診療所、その他これらに類するもの。
- ③美術品、又は、工芸品を制作するアトリエ又は工房。（原動機を使用する場合は、出力0.2キロワット以下のもの。）
- ④学習塾、華道教室、その他これらに類するもの。

ウ.以上の建築物に付属するもの。

## 2. 敷地面積の最低限度は、180㎡





## 3. 建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、60%

## 4. 建築延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度は、100%

## 5. 壁面の位置の制限

建築物の外壁又は、これにかわる柱の面から敷地境界までの距離（以下「外壁の後退距離」という。）は、  
 前面道路側（建築指導課備付の図面指定側）は、  
 1.5m以上  
 他の道路に面する側及び隣地との境界側は、カーポートを除き1.0m以上  
 （但し、カーポートは壁面を有しないものとする。）

## 6. 建築物等の高さの最高限度は、10m

## 7. 建築物等の形態又は、意匠の制限

ア. 建築物、門、塀及び物置等の色彩及び形態は、周囲の環境に調和し、かつ良好な住宅地にふさわしいものとする。

イ. 建築物の屋根は、原則として勾配屋根とし、屋根勾配は3/10以上とする。

ウ. 広告物（広告塔、広告版等）は、周辺の調和を十分配慮したデザイン色彩のものとする。

区域内で建物を建てたりする場合、建築確認申請が必要な建物等は、申請提出日の30日前までに、又は、確認申請を必要としない場合は、工事着手日の30日前までに八日市市長に届出をしなければなりません。地区計画について、詳しくお知りになりたい場合は、八日市市役所都市整備部建築指導課（電話24-1234）に、お尋ねください。

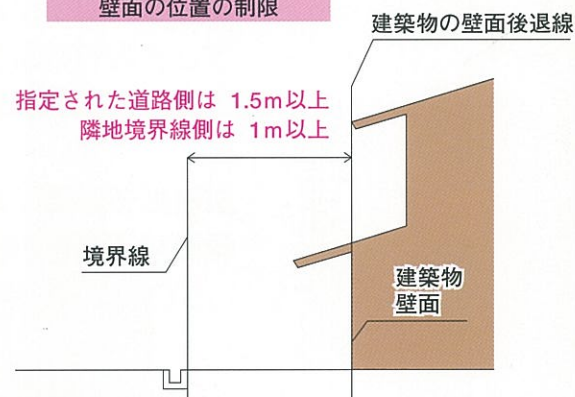
### 建築物・敷地の制限

容積率 100%以下  
 建ぺい率 60%以下  
 最高の高さ 10m以下  
 勾配屋根 3/10以上

敷地面積 180㎡以上

道路

### 壁面の位置の制限

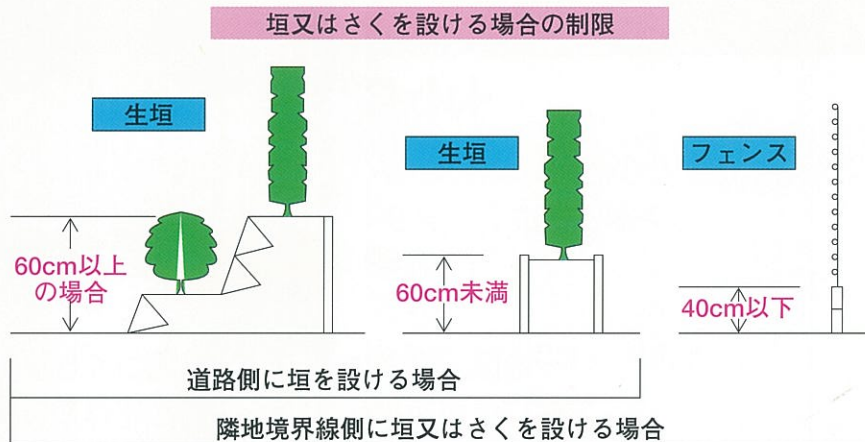




## 8.かき又はさくの構造の制限

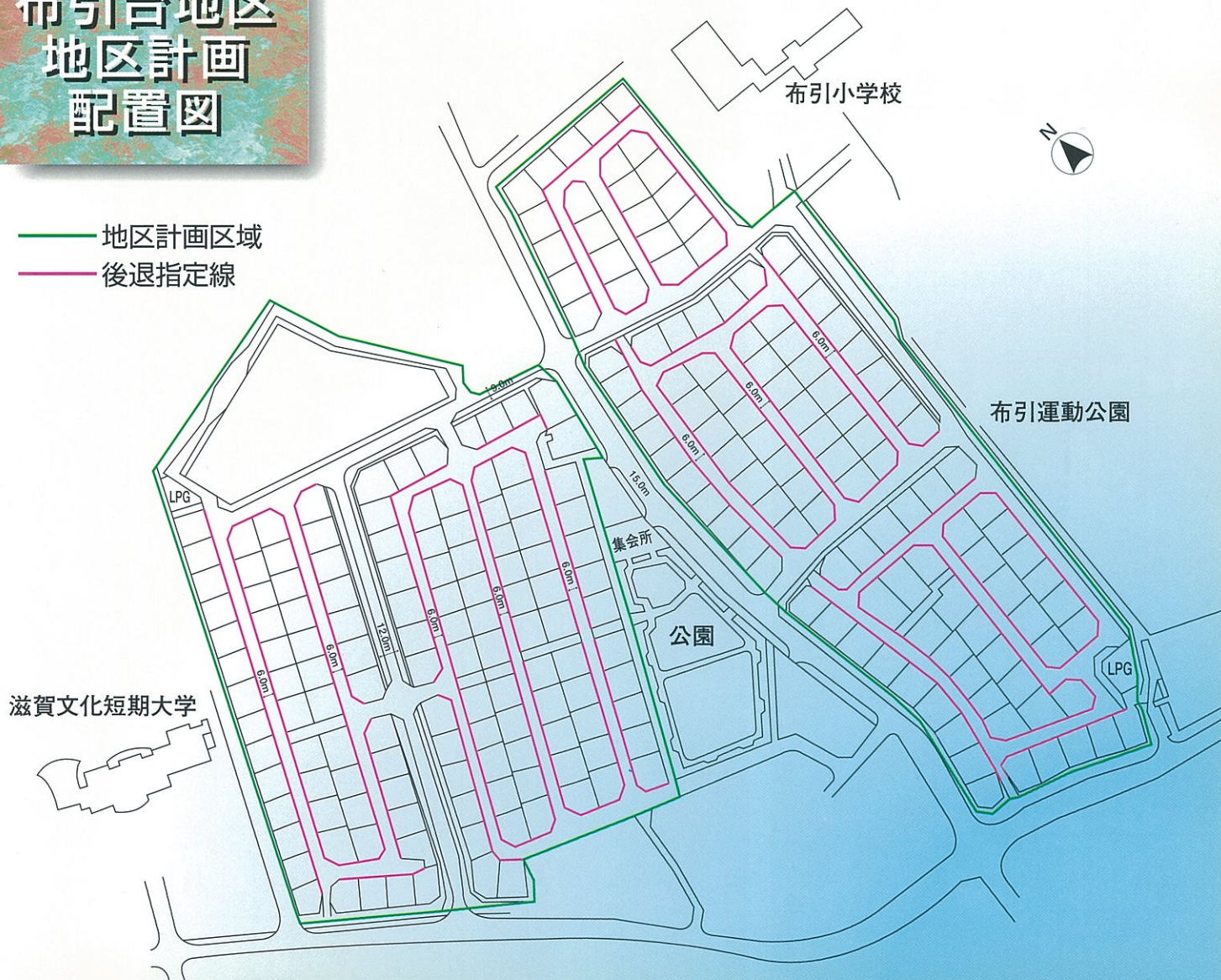
かき又は、さくを設ける場合、その構造は宅地と宅地の境界にあっては、生垣又はフェンスとし、宅地と道路の境界にあっては、門塀、門扉、ガレージ入り口部分を除き生垣とする。

但し、道路に面する生垣をささえる腰積又は擁壁（高さ60cm以上は2段式とする）並びに宅地地盤より天端高40cm以下の上記フェンスの基礎石（コンクリート、ブロック等）は、この限りではない。



### 布引台地区 地区計画 配置図

- 地区計画区域
- 後退指定線







## 八日市市都市整備部建築指導課

〒527 八日市市緑町10番5号  
TEL 0748-24-1234